

# 日医FAX ニュース



日医FAXニュース  
編集・発行：日本医師会(03-3946-2121)

## ■ 医療機関機能「実態に即した仕組みを」

— 日医・松本会長 —

日医の松本吉郎会長は8月30日、群馬県高崎市で開催した全国医師会共同利用施設総会で講演し、厚生労働省の「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」の主な論点に対する日医の主張について説明した。医療機関機能については「地域で求められる医療機能を数値基準のみで判断すると、医療提供体制をゆがめる可能性がある」と述べ、実態に即して医療機関が地域での役割を担えるような仕組みを構築すべきと指摘した。

松本会長は、医業経営問題や地域医療構想区域設定、病床数の必要量(必要病床数)、医療機関機能の観点から日医の主張を説明した。

医業経営問題については、「医療政策と関係ないところで病院が地域からなくなることが現実に起こっている」と説明。「無理やり病院機能や病床の再編に焦点を当てて議論しても、医療機関が経営できなければ何にもならない」と述べ、健全な経営の担保を前提に協議を進めるよう求めた。

地域医療構想区域の設定については、「複

数の2次医療圏の統合により、地方の病院が需要の大きい都市部へ移転するなど医療資源の過度な集約が進みかねない」と指摘。集約される地域にも一定の医療ニーズがあることから、地域に密着した診療所や中小規模の病院を支える支援が必要だとした。「人口の少ない医療圏で完結しない医療について、アクセスしやすい隣県で対応するなど一体的に考える必要もある」との考えを示した。

医療機関機能については、人口規模を踏まえた考え方について、「大都市圏、地方都市圏、人口の少ない地域には連続性があり、明確に区分できるものではない」と指摘。ガイドラインの作成は慎重であるべきとの認識を示した。

## ● 高額な紹介料、病院団体と連携し検討

松本会長はまた、民間の有料職業紹介事業者による高額な紹介料について、病院団体と連携し検討していく考えを示した。「この問題にしっかりと対応するには、ラストチャンスではないかと考え、病院団体に声をかけている」と説明。「今の有料職業紹介業者に、法的な規制をかけるだけの観点では(問題解決は)非常に難しい。私たちのできる取り組みとして、何が有効なのかをしっかりと考えていきたい」と述べ、日医の都道府県医師会会長会議でも協議すると説明した。【メディファクス】

## ■ 検体検査の委託料値上げ等、「あり」25%

— 日医調査 —

日医が今年度実施した衛生検査所からの集荷料などの請求にかかる調査で、今年に入り検体検査委託料の値上げや検体集荷料などの

支払い請求があったと回答した医療機関は25%に上った。黒瀬巖常任理事が8月31日、群馬県高崎市で開催された全国医師会共同利用施設総会で中間報告を行った。調査結果は今後、さらに詳しく解析していく。

昨今の燃料費などの高騰や、人件費の増加、人手不足を背景に、一部の衛生検査所では検体の集荷料を医療機関から徴収する動きがあり、対応困難な医療機関もあるという。調査は、医師会臨床検査センターおよび健診・検査複合体（一部の医師会病院を含む）のある36都道府県に所在する会員医療機関を対象（他の11府県は任意回答）とし、6月30日～8月11日に実施。2042件の有効回答を得た。

請求があったという医療機関に具体的な内容を聞くと、検体検査委託料の値上げが55%、集荷料などの請求が31%だった。医療機関側の対応は「集荷料などを支払った」が最も多く、「契約検査会社（センター）を変更した」などの回答が続いた。支払った月当たりの金額を聞いたところ、最も多い回答は「5000円未満」となり、「3万円以上4万円未満」「1万円以上2万円未満」などの回答が続いた。

「5万円以上」との回答もあった。

検体検査会社との今後の関係については、「このまま契約を継続する」との回答が最も多かったが、「条件の良い会社への変更を検討中」との回答も一定数あった。【メディファクス】

## ■ 緊急避妊薬のスイッチ了承

— 薬剤師研修や面前服用条件に —  
厚生労働省は8月29日、薬事審議会要指導・一般用医薬品部会を開き、あすか製薬の緊急

避妊薬「ノルレボ」（有効成分名＝レボノルゲストレル）の製造販売承認と要指導医薬品への指定を了承した。2017年にスイッチ化の検討が始まって以降、約8年を経ての実現。厚労省は薬局・薬店での販売に当たり、販売する薬剤師への研修や、対面販売・面前服用を義務付ける。一方、使用年齢に制限は設けず、保護者の同意も不要とする。

承認条件として「承認後、少なくとも3年間の安全性などに関する製造販売後調査の実施」と、「必要な条件を満たした薬局または店舗販売業の店舗で、緊急避妊薬の取り扱いにかかる研修を修了した薬剤師によってのみ販売または授与されるよう、必要な措置を講じること」の2点を定めた。

これを受け、緊急避妊薬を販売する薬局・薬店には▽研修修了薬剤師による販売▽プライバシーへの十分な配慮などに対応できる体制の整備▽近隣の産婦人科医などとの連携体制の構築—の3要件を満たすことを求める。製造販売業者に対しても、これらの要件を全て満たす薬局であることを確認した上で同剤を卸すよう求める。

面前服用を含む販売方法の在り方については、一定期間後、厚労省において見直しの議論を行う方針。

緊急避妊薬を巡っては、16年に厚労省の「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」にスイッチ化の要望書が提出された。17年7月から評価検討会議で検討が始まったが、悪用・乱用の懸念や販売する薬剤師への教育、使用者のリテラシーが不十分などとの指摘から、同年11月に「時期尚早」としてスイッチ化は見送られた。

その後、21年5月に市民団体から再検討の要望を受け、同年6月から評価検討会議で議論が再開。23年11月からは日本薬剤師会が業務委託先となり、薬局での緊急避妊薬の試験販売事業が行われている。

### ●初の「特定要指導薬」にも指定

この日の部会は、改正医薬品医療機器等法で新設される、薬剤師が対面でのみ販売できる「特定要指導医薬品」への指定も併せて了承された。特定要指導薬に関する改正法は来年5月の施行だが、施行前でも指定は可能となっている。

【メディファクス】

## ■ アレルギー最新情報の周知資料作成へ

— 厚労省、来年度 —

厚生労働省は2026年度、アレルギー疾患を専門としない医療者向けに、アレルギーやリウマチに関する最新の医療情報を周知するための啓発資料を初めて作成する方針だ。研修プログラムなども開発する予定で、26年度中の実装を目指す。26年度予算概算要求に新規事業として盛り込んだ。

厚労省によると、アレルギー疾患の患者数に関する網羅的な統計はないものの、厚生労働科学研究などの各種調査を踏まえると、患者数は年々増加傾向にあると推定されている。

アトピー性皮膚炎や食物アレルギーなどの診療については現状、小児科・内科・皮膚科を含む複数の科で対応することが多い。リウマチも同様に内科や整形外科など複数で対応している。

アトピー性皮膚炎の治療薬として生物学的製剤が登場するなど、近年はアレルギー疾患

の治療法や患者指導管理の在り方が大きく変わっている。一方、学会研修などに参加する機会のない専門外の医療者がアレルギー疾患に関する最新情報を得るハードルは高い。そのため、標準治療が患者に十分行き届かないことも懸念されている。

こうした状況や、「骨太の方針2025」のアレルギー対策に関する記載も踏まえ、厚労省は26年度予算の概算要求に、新規の「アレルギー疾患等最新医療情報アップデート事業」として2900万円を計上した。

### ●あらゆる医療者に情報を

厚労省によると、新たな事業は、シンクタンクやコンサルタントなどの民間事業者に委託する形を想定している。その上で、日医や関連学会などを交えた会議体を設置し、啓発資料の作成などについて協議する考えだ。患者会の意見も取り入れつつ、検討を重ねる。

啓発資料の形式や公表媒体は現時点で未定。関連学会が作成したガイドラインや手引のポイントを抜粋するなどして、診療に関わるあらゆる医療者が必要最低限の情報を得られるような構成にしたい考えだ。▽気管支喘息▽アトピー性皮膚炎▽アレルギー性鼻炎▽花粉症▽アレルギー性結膜炎▽食物アレルギー▽リウマチーについて、それぞれ資料を作成することもあり得るといふ。

厚労省の担当者はメディファクスの取材に対し、「アレルギー疾患に関する常識は10年前と大きく変わっている」と説明。「全ての医療者が必要な知識を身に付けて、患者に適切なタイミングで正しい医療を届けられるよう、取り組みを進めたい」と話した。

【メディファクス】